

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年 1 月31日
【計算期間】	第10期中（自 2019年 5 月 1 日 至 2019年10月31日）
【ファンド名】	ノムラ・マスター・セレクト - グローバル・リート・ファンド (Nomura Master Select - Global REIT Fund, a Series Trust of Nomura Master Select)
【発行者名】	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)
【代表者の役職氏名】	業務執行役員 クリスチャン・ゲジンスキ (Kristian Gesinski, Conducting Officer)
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟 (Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 田中 収
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町 1 - 1 - 1 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 井上 貴美子 同 森 佳苗
【連絡場所】	東京都千代田区大手町 1 - 1 - 1 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03 (6775) 1467
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

ノムラ・マスター・セレクト - グローバル・リート・ファンド (Nomura Master Select - Global REIT Fund, a Series Trust of Nomura Master Select) (以下「ファンド」といいます。)の運用状況は以下のとおりです。

(1) 【投資状況】

(2019年11月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
普通株式	米国	36,000,085	59.50
	日本	5,316,921	8.79
	英国	2,989,413	4.94
	オーストラリア	2,495,890	4.13
	カナダ	1,654,191	2.73
	フランス	1,519,101	2.51
	シンガポール	1,110,724	1.84
	香港	1,015,036	1.68
	スペイン	524,508	0.87
	ドイツ	390,726	0.65
	スウェーデン	193,543	0.32
	ベルギー	137,799	0.23
	小計	53,347,939	88.17
優先株式	米国	1,058,936	1.75
	小計	1,058,936	1.75
投資信託	米国	4,032,880	6.67
	カナダ	381,851	0.63
	英国	379,173	0.63
	シンガポール	292,863	0.48
	ベルギー	215,116	0.36
	スペイン	158,443	0.26
	小計	5,460,326	9.02
投資資産の合計		59,867,201	98.95
現金、受取債権およびその他の資産（負債控除後）		635,376	1.05
純資産総額		60,502,577 (6,628,662,336円)	100.00

(注 1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

(注 2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(注 3) 米ドルの円貨換算は、2019年11月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（ 1 米ドル = 109.56 円 ）によります。以下、米ドルの円金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2018年12月１日から2019年11月末日までの１年間における各月末の純資産総額および１口当り純資産価格の推移は次のとおりです。

米ドル受益証券

	純資産総額		１口当り純資産価格	
	（米ドル）	（円）	（米ドル）	（円）
2018年12月末日	27,518,471	3,014,923,683	12.75	1,397
2019年１月末日	29,898,557	3,275,685,905	14.05	1,539
２月末日	29,501,885	3,232,226,521	14.17	1,552
３月末日	30,893,555	3,384,697,886	14.59	1,598
４月末日	31,041,737	3,400,932,706	14.58	1,597
５月末日	30,384,870	3,328,966,357	14.55	1,594
６月末日	30,679,902	3,361,290,063	14.70	1,611
７月末日	31,568,966	3,458,695,915	14.95	1,638
８月末日	32,010,704	3,507,092,730	15.38	1,685
９月末日	33,145,568	3,631,428,430	15.69	1,719
10月末日	29,423,830	3,223,674,815	16.00	1,753
11月末日	29,895,297	3,275,328,739	15.92	1,744

豪ドル受益証券

	純資産総額		１口当り純資産価格	
	（豪ドル）	（円）	（豪ドル）	（円）
2018年12月末日	27,210,156	2,017,360,966	11.15	827
2019年１月末日	29,873,728	2,214,838,194	12.23	907
２月末日	29,758,416	2,206,288,962	12.29	911
３月末日	30,609,785	2,269,409,460	12.62	936
４月末日	30,628,878	2,270,825,015	12.58	933
５月末日	30,956,580	2,295,120,841	12.52	928
６月末日	31,376,556	2,326,257,862	12.60	934
７月末日	32,406,140	2,402,591,220	12.77	947
８月末日	33,073,981	2,452,104,951	13.10	971
９月末日	34,937,892	2,590,295,313	13.32	988
10月末日	37,342,097	2,768,543,072	13.52	1,002
11月末日	39,139,293	2,901,787,183	13.41	994

（注）豪ドルの円貨換算は、2019年11月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１豪ドル＝74.14円）によります。以下、豪ドルの円金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

NZドル受益証券

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	(NZドル)	(円)	(NZドル)	(円)
2018年12月末日	5,660,212	397,856,301	12.24	860
2019年1月末日	6,053,229	425,481,466	13.45	945
2月末日	6,058,388	425,844,093	13.54	952
3月末日	6,326,961	444,722,089	13.90	977
4月末日	6,438,912	452,591,124	13.86	974
5月末日	6,261,638	440,130,535	13.80	970
6月末日	6,085,173	427,726,810	13.93	979
7月末日	6,164,517	433,303,900	14.12	992
8月末日	6,408,545	450,456,628	14.51	1,020
9月末日	6,456,355	453,817,193	14.78	1,039
10月末日	6,545,017	460,049,245	15.03	1,056
11月末日	6,342,274	445,798,439	14.92	1,049

(注) ニュージーランドドル(以下「NZドル」といいます。)の円貨換算は、2019年11月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1NZドル=70.29円)によります。以下、NZドルの円金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

【分配の推移】

	米ドル受益証券		豪ドル受益証券		NZドル受益証券	
	(米ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)	(NZドル)	(円)
2018年12月	0.04	4.38	0.07	5.19	0.06	4.22
2019年1月	0.04	4.38	0.07	5.19	0.06	4.22
2月	0.04	4.38	0.07	5.19	0.06	4.22
3月	0.04	4.38	0.07	5.19	0.06	4.22
4月	0.04	4.38	0.07	5.19	0.06	4.22
5月	0.04	4.38	0.07	5.19	0.06	4.22
6月	0.04	4.38	0.07	5.19	0.06	4.22
7月	0.04	4.38	0.07	5.19	0.06	4.22
8月	0.04	4.38	0.07	5.19	0.06	4.22
9月	0.04	4.38	0.07	5.19	0.06	4.22
10月	0.04	4.38	0.07	5.19	0.06	4.22
11月	0.04	4.38	0.07	5.19	0.06	4.22
設定来累計	4.52	495.21	7.91	586.45	6.78	476.57

【収益率の推移】

期間	収益率(%) (注)		
	米ドル受益証券	豪ドル受益証券	NZドル受益証券
2018年12月1日から2019年11月末日	20.59	19.05	19.30

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 2019年11月末日の受益証券 1 口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 2018年11月末日の受益証券 1 口当り純資産価格（分配落の額）

ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率（％）（注）		
	米ドル受益証券	豪ドル受益証券	N Z ドル受益証券
2010年（2010年 5 月28日から2010年12月末日）	13.30	15.20	14.40
2011年（2011年 1 月 1 日から2011年12月末日）	0.09	1.71	0.72
2012年（2012年 1 月 1 日から2012年12月末日）	17.23	20.29	19.16
2013年（2013年 1 月 1 日から2013年12月末日）	1.75	4.18	3.75
2014年（2014年 1 月 1 日から2014年12月末日）	25.47	27.86	28.93
2015年（2015年 1 月 1 日から2015年12月末日）	1.48	3.06	3.92
2016年（2016年 1 月 1 日から2016年12月末日）	2.30	2.93	3.39
2017年（2017年 1 月 1 日から2017年12月末日）	4.28	4.52	4.92
2018年（2018年 1 月 1 日から2018年12月末日）	-4.68	-4.69	-4.42
2019年（2019年 1 月 1 日から2019年11月末日）	28.31	27.17	27.29

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末（2019年については11月末日）の受益証券 1 口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該暦年の直前の暦年末の受益証券 1 口当り純資産価格（分配落の額）

2010年の場合、以下の受益証券 1 口当り当初発行価格

米ドル受益証券 10米ドル

豪ドル受益証券 10豪ドル

N Z ドル受益証券 10N Z ドル

ファンドにはベンチマークはありません。

2【販売及び買戻しの実績】

2018年12月1日から2019年11月末日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに2019年11月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
米ドル受益証券	587,885 (587,885)	887,368 (887,368)	1,878,145 (1,878,145)
豪ドル受益証券	767,827 (767,827)	277,835 (277,835)	2,918,246 (2,918,246)
N Z ドル受益証券	49,160 (49,160)	87,840 (87,840)	425,199 (425,199)

（注）（ ）の数は、本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

3【ファンドの経理状況】

1. ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
2. ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されていますが、日本語の財務書類には主要な金額についての円換算額を併せて掲記しています。米ドルの円貨換算は、2019年11月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝109.56円）によります。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。
3. 以下に記載されている中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。

（１）【資産及び負債の状況】

ノムラ・マスター・セレクト - グローバル・リート・ファンド

純資産計算書

2019年10月31日現在

（米ドルで表示）

	注記	（米ドル）	（千円）
資産の部			
投資有価証券—時価 （取得価額：49,615,690米ドル）	2	58,129,402	6,368,657
銀行預金		17,422,531	1,908,812
先渡為替契約未実現利益	13	655,935	71,864
受益証券発行未収金		1,050,974	115,145
ブローカーに係る未収金		187,821	20,578
未収収益		84,957	9,308
設立費用	2	13,545	1,484
資産合計		77,545,165	8,495,848
負債の部			
当座借越		17,469,016	1,913,905
ブローカーに係る未払金		225,851	24,744
受益証券買戻未払金		110,890	12,149
未払費用	9	264,819	29,014
未払利息		1	0
負債合計		18,070,577	1,979,812
純資産		59,474,588	6,516,036

以下のとおり、受益証券により表章される。

	1口当り純資産価格	発行済受益証券数	純資産
豪ドル受益証券（豪ドル建て）	13.52	2,762,816	37,342,097
NZドル受益証券（NZドル建て）	15.03	435,599	6,545,017
米ドル受益証券（米ドル建て）	16.00	1,838,770	29,423,830

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・マスター・セレクト - グローバル・リート・ファンド

発行済受益証券数の変動表

2019年10月31日に終了した期間

豪ドル受益証券

期首現在発行済受益証券数	2,435,129
発行受益証券数	487,377
買戻受益証券数	(159,690)
期末現在発行済受益証券数	2,762,816

NZドル受益証券

期首現在発行済受益証券数	464,419
発行受益証券数	8,180
買戻受益証券数	(37,000)
期末現在発行済受益証券数	435,599

米ドル受益証券

期首現在発行済受益証券数	2,128,726
発行受益証券数	403,700
買戻受益証券数	(693,656)
期末現在発行済受益証券数	1,838,770

ノムラ・マスター・セレクト - グローバル・リート・ファンド

財務書類に対する注記

2019年10月31日現在

注1 - 組織

トラスト

ノムラ・マスター・セレクト（「トラスト」）は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「前受託会社」）とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）との間で締結された2009年8月7日付マスター信託証書（2015年9月30日付の修正証書および2016年7月26日付（2016年8月11日効力発生）の退任および任命に関する証書（グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「受託会社」）と前受託会社と管理会社との間で締結。これによりトラストの受託会社として、受託会社が前受託会社の後任となった。）により修正済、さらに2016年8月11日付の修正証書により修正済）（「マスター信託証書」）の条件および条項に基づき、ケイマン諸島の法律のもとで、ケイマン諸島の信託法に基づきオープン・エンド型の追加型投資信託として設立された。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）およびケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（改訂済）に基づくミューチュアル・ファンドとして規制され、ケイマン諸島金融庁（「CIMA」）に登録されている。かかる登録により、CIMAに対する目論見書および監査済年次財務書類の提出義務が生じる。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社であり、管理会社は、ルクセンブルグの会社である。

受託会社および管理会社は、信託証書の条項に従い、トラストの資産および運営業務に関するすべての権限および責任を有する。

ファンド

資産や負債が個別に帰属する1つまたは複数のポートフォリオであるシリーズ（「シリーズ・トラスト」）が設定される場合がある。シリーズ・トラストにつき1つまたは複数のクラスの受益証券が発行される場合がある。

ノムラ・マスター・セレクト - グローバル・リート・ファンド（「ファンド」）は、マスター信託証書および前受託会社と管理会社との間で締結された2010年3月19日付追補証書（マスター信託証書と合わせて「信託証書」）に従い構成されるシリーズ・トラストである。

ファンドは、現在、豪ドル受益証券（豪ドル建て）、NZドル受益証券（NZドル建て）および米ドル受益証券（米ドル建て）の3つのクラスの受益証券を発行している。

ファンドは、2025年4月30日に償還する予定である。ファンドは、純資産総額が1,000万ユーロ（またはその米ドル相当額）を下回った場合、早期に償還することがある。ファンドは信託証書に記載されたその他の状況において、早期に償還（または延期）する場合がある。

ファンドの投資目的は、主に不動産投資信託証券（REIT等）で構成され、積極的に運用されるポートフォリオの投資成果を、異なる通貨（豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券につき、それぞれ豪ドル、NZドルおよび米ドル）で追求することである。投資顧問会社（またはその受任者）は、下記のとおり日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含む。）されているREIT等に投資を行い、同時に一定の為替取引を行うことを通じて、その投資目的の達成を目指す。

投資顧問会社は、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券に関し、一定の為替取引を行う。豪ドル受益証券およびNZドル受益証券の各々の買付申込代金を米ドルに転換し、これらの資産を米ドル受益証券の資産と合わせて1つのプール（「共通ポートフォリオ」）において運用する。この共通ポートフォリオは、各クラスの受益証券の純資産総額に基づき、豪ドル受益証券、NZドル受益証券、米ドル受益証券の3つに分けられる。豪ドル受益証券およびNZドル受益証券については、以下のように、米ドルを売り下記通貨を購入する為替取引（「為替取引」）を行う。

- (a) 豪ドル受益証券：通常の場合において、豪ドル受益証券に帰属する純資産総額（為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルのエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しい豪ドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。
- (b) NZドル受益証券：通常の場合において、NZドル受益証券に帰属する純資産総額（為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルのエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しいNZドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。

各受益証券の純資産総額の全額を完全にヘッジすることは不可能であるが、投資顧問会社は、通常、当該米ドル売りの額の純資産総額の米ドルのエクスポージャーに対する比率が90%から110%となるよう調整を行う意向である。共通ポートフォリオの価値の変動または受益証券の買付額もしくは買戻額の水準によっては、当該比率が90%を下回るまたは110%を

超える場合があり、投資顧問会社は、上記取引に関し、当該比率が上記の範囲内（通常約100％）となるよう調整を行う意向である。

疑義を避けるために明記すると、米ドル受益証券に関し、ヘッジ目的の為替取引は行われない。

受益者には、トラストおよびファンドのいずれもルクセンブルグ籍の投資信託ではなく、いずれもルクセンブルグの法律に服さず、いかなるルクセンブルグの監督機関の監督下にもない旨留意されたい。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

有価証券への投資

- (a) 証券取引所で取引される証券は、評価時点で入手可能な直近の価格または管理会社（もしくはその受任者）の裁量により公正な市場価格を反映していると判断する価格で評価される。
- (b) 証券取引所で取引されていない証券については、その他の規制市場で取引されている場合には、上記(a)に記載される方法と近似する方法で評価される。ただし、より公正な価格を反映する評価の方法が他にあると管理会社（またはその受任者）が決定した場合（例えば、キャッシュ・ファンドの場合には、譲渡性のある短期証券の評価法として適切な償却原価法）、当該評価の方法が用いられる。
- (c) 規制対象証券は、管理会社（またはその受任者）が決定する公正価値で評価される。その決定で考慮される要因は、次のとおりである。（ ）当該証券の処分に対して課される制限の性質および存続期間、（ ）比較可能な証券の市場性の程度、（ ）予測されるキャッシュ・フローおよびかかるキャッシュ・フローの市場基準割引額の分析、（ ）制限のない比較可能な証券の市場価格と比較した際の当該制限付証券の取得時における市場価格の、流動性不足または制限による当初割引額（あった場合）。
- (d) 主に専門取引業者および機関投資家向け市場で取引される投資対象、証券その他の資産については、それぞれの市場における評価時点で入手可能な直近の価格を参照して評価される。
- (e) その他すべての資産は、管理会社（またはその受任者）が決定する想定される売り値で評価される。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義により認識される。配当金は、配当落ち日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均取得価額に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、その財務書類は米ドルで表示される。米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、期末日現在の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建てで行われた投資有価証券取引は、取引日の適用為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、外国為替レートの変動により生じた投資対象の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資による実現および未実現純損益に含まれる。

2019年10月31日現在の為替レートは以下のとおりである。

- 1 米ドル = 1.44467豪ドル
- 1 米ドル = 1.31650カナダドル
- 1 米ドル = 0.98730スイスフラン
- 1 米ドル = 0.89482ユーロ
- 1 米ドル = 0.77217英ポンド
- 1 米ドル = 7.83715香港ドル
- 1 米ドル = 108.59505円
- 1 米ドル = 9.17181ノルウェー・クローネ
- 1 米ドル = 1.55739NZドル
- 1 米ドル = 9.61911スウェーデン・クローナ
- 1 米ドル = 1.36005シンガポールドル
- 1 米ドル = 15.12101南アフリカ・ランド

設立費用

設立費用ならびに前受託会社およびその子会社から、受託会社、事務代行会社および保管会社へのファンドの移管について発生した費用は、ルクセンブルグで一般に認められた会計原則に基づき認められた期間で償却される。

先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して期末日現在で適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書において、未実現純利益は資産として計上され、未実現純損失は負債として計上される。

注3 - 受託会社報酬

受託会社は、会計年度ベースで当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために受託会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができる。

注4 - 管理会社報酬

管理会社は、管理会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度ベースで当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.02%に相当する額およびファンドのために管理会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができる。

注5 - 保管会社報酬

保管会社は、保管契約に基づき、その役務を提供するに当たって、会計年度ベースで当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.30%以内に相当する額を、ファンドの資産から受け取ることができる。

注6 - 投資顧問会社および副投資顧問会社報酬

投資顧問会社は、投資顧問会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度ベースで当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率1.00%に相当する額を、ファンドの資産から受け取ることができる。

投資顧問会社はまた、投資顧問会社がファンドのために適正に負担した適正な立替実費および経費（ポートフォリオ証券の売買に係る直接費用、利息費用、外部の弁護士および監査人の報酬および費用、公租公課、株券に係る費用ならびにその他受益証券の発行、販売、買付または買戻費用を含むが、これらに限られない。）につき、ファンドの資産から支払を受けることができる。

副投資顧問会社は、会計年度ベースで当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.50%に相当する額を、投資顧問契約に基づいて投資顧問会社が受領する報酬から、受け取ることができる。

注7 - 事務代行会社報酬

事務代行会社は、管理業務契約に基づき、その役務に対する報酬として、()会計年度ベースで四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.08%に相当する額および()ファンドのために事務代行会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができる。

注8 - 代行協会員および販売会社報酬

代行協会員は、代行協会員としてのその役務を提供するに当たって、会計年度ベースで当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.10%に相当する額を、ファンドの資産から受け取ることができる。

販売会社は、会計年度ベースで四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.40%に相当する額の報酬を、当該四半期の最終日から60暦日以内に、米ドルで四半期毎に後払いにてファンドの資産から受け取ることができる。

注9 - 未払費用

	(米ドル)
投資顧問会社および副投資顧問会社報酬	147,082
代行協会員および販売会社報酬	73,433
事務代行会社報酬	11,752
保管会社報酬	5,883
受託会社および管理会社報酬	4,406
立替実費	1,467
専門家報酬	20,796
未払費用	264,819

注10 - 分配

管理会社（またはその受任者）は、投資顧問会社と協議の上、受益者に対し、各受益者の保有する豪ドル受益証券、NZドル受益証券または米ドル受益証券の口数に応じてファンドの分配可能な投資収益および実現売買益から随時分配を行うことができる。また、管理会社（またはその受任者）は、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考える場合には、投資顧問会社と協議の上、ファンドの未実現売買益またはファンドの元本部分からも分配を行うことができる。

管理会社（またはその受任者）は、毎月10日（「分配基準日」）時点の受益者に対し、毎月分配を行う予定である。ただし、当該分配基準日がファンド営業日でない場合、分配は、その直前のファンド営業日時点の受益者に対し行われる予定である。

分配は、当該分配基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

2019年10月31日に終了した期間において、ファンドは、総額1,332,346米ドルの分配を支払った。

注11 - 税金

ケイマン諸島の現行法上、ファンドには所得税、遺産税、譲渡税、消費税もしくはその他の税金、またはファンドによる受益者への支払に対してもしくは受益証券の買戻しの際の純資産額の支払に対して適用される源泉徴収税はない。

ファンドは、一定の利息、配当金およびキャピタルゲインに対して外国の源泉徴収税を課せられる場合がある。

注12 - 募集および買戻し

受益証券の発行

豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券は、ルクセンブルグおよびニューヨークにおいて銀行が営業を行っている日（毎年12月24日を除く。）、かつ日本において販売会社が営業を行っている日、または管理会社（もしくはその受任者）が随時決定するその他の日（「ファンド営業日」）に、当該ファンド営業日時点における当該クラスの受益証券1口当り純資産価格に、販売会社に支払われる申込手数料を加算して適格投資家に対して発行することができる。受益者および適格投資家の取得申込口数は、豪ドル受益証券は100口以上1口単位、NZドル受益証券は100口以上1口単位、米ドル受益証券は100口以上1口単位、または管理会社（もしくはその受任者）がその裁量により決定するその他の口数とする。

受益証券の購入に係る申込書は、当該ファンド営業日の午後5時（東京時間）または管理会社（もしくはその受任者）が随時決定するその他の日時までに事務代行会社により受領されなければならない。受益証券に係る支払は、保管会社に開設された口座に、当該ファンド営業日（当日を含む。）から7ファンド営業日以内、または当該7ファンド営業日目が、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っていない場合、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っている当該7ファンド営業日目の翌営業日までに受領されなければならない。

受益証券の買戻し

受益証券は、各ファンド営業日に買戻すことができる。

受益者は、受益証券の買戻しを請求する（管理会社（またはその受任者）が随時承認する様式の）通知（「買戻通知」）により、当該買戻通知に記載された受益証券を管理会社（またはその受任者）が買戻すよう請求することができる。提出された買戻通知は、管理会社（またはその受任者）が決定しない限り、取消することができないものとする。各買

戻通知は、豪ドル受益証券 1 口以上 1 口単位、NZドル受益証券 1 口以上 1 口単位もしくは米ドル受益証券 1 口以上 1 口単位、または管理会社（もしくはその受任者）がその裁量により決定するその他の口数で行われる。

買戻通知は原則として、（受託会社および管理会社（またはその受任者）の要求する根拠情報および根拠文書とともに）当該ファンド営業日の午後 5 時（東京時間）または管理会社（もしくはその受任者）が随時決定するその他の日時までに、事務代行会社がこれを受領するものとする。

受益証券 1 口当り買戻価格は、当該ファンド営業日における豪ドル受益証券、NZドル受益証券または米ドル受益証券の 1 口当り純資産価格とする。

受益証券の買戻しに関する送金は、当該クラスの受益証券の通貨建てで電信送金されるものとする。買戻代金は、当該ファンド営業日（当日を含む。）から 7 ファンド営業日以内、または当該 7 ファンド営業日目が、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っていない場合、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っている当該 7 ファンド営業日の翌営業日までに送金される予定である。

注13 - 先渡為替契約

2019年10月31日現在、注記 1 に記載された特定の通貨に対する各クラスの純資産に追加的なエクスポージャーを提供するために、およびポートフォリオの一部をヘッジするためにファンドが締結している未決済先渡為替契約は、以下のとおりである。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現（損）益 （米ドル）
N Z ドル	163,694	米ドル	103,627	2019年11月12日	1,504
米ドル	2	豪ドル	4	2019年11月12日	0
米ドル	3	豪ドル	4	2019年11月20日	0
米ドル	6	N Z ドル	11	2019年11月12日	0
米ドル	10	豪ドル	16	2019年11月12日	0
米ドル	10	豪ドル	16	2019年11月20日	0
米ドル	36	豪ドル	53	2019年11月12日	0
米ドル	36	豪ドル	53	2019年11月20日	0
米ドル	16	豪ドル	24	2019年11月20日	0
米ドル	16	豪ドル	24	2019年11月12日	0
米ドル	49	豪ドル	72	2019年11月12日	0
米ドル	50	豪ドル	73	2019年11月20日	0
米ドル	49	N Z ドル	78	2019年11月12日	(1)
米ドル	46	豪ドル	69	2019年11月12日	(1)
米ドル	46	豪ドル	69	2019年11月20日	(1)
米ドル	67	豪ドル	100	2019年11月12日	(2)
米ドル	59	豪ドル	88	2019年11月12日	(2)
米ドル	77	豪ドル	115	2019年11月12日	(2)
米ドル	229	豪ドル	336	2019年11月12日	(3)
米ドル	230	豪ドル	336	2019年11月20日	(3)
米ドル	508	豪ドル	739	2019年11月12日	(3)
米ドル	508	豪ドル	739	2019年11月20日	(3)
米ドル	120	豪ドル	180	2019年11月12日	(4)
米ドル	4,145	豪ドル	6,066	2019年11月20日	(56)
米ドル	4,144	豪ドル	6,066	2019年11月12日	(56)
米ドル	3,672	N Z ドル	5,876	2019年11月12日	(101)
米ドル	8,247	N Z ドル	13,002	2019年11月20日	(104)
米ドル	8,246	N Z ドル	13,003	2019年11月12日	(105)
米ドル	10,074	N Z ドル	15,932	2019年11月12日	(158)
米ドル	6,670	豪ドル	9,886	2019年11月12日	(174)
米ドル	7,206	N Z ドル	11,492	2019年11月12日	(175)
米ドル	24,597	豪ドル	35,775	2019年11月20日	(179)
米ドル	24,609	豪ドル	35,775	2019年12月9日	(180)
米ドル	24,316	豪ドル	35,563	2019年11月12日	(308)
米ドル	24,321	豪ドル	35,563	2019年11月20日	(308)
米ドル	11,127	豪ドル	16,566	2019年11月12日	(343)
米ドル	11,550	豪ドル	17,212	2019年11月12日	(368)
米ドル	19,763	豪ドル	29,216	2019年11月12日	(466)
米ドル	15,648	豪ドル	23,310	2019年11月12日	(492)
米ドル	20,682	豪ドル	30,682	2019年11月20日	(567)
米ドル	20,677	豪ドル	30,682	2019年11月12日	(567)
米ドル	61,398	豪ドル	89,913	2019年11月12日	(859)
米ドル	61,411	豪ドル	89,913	2019年11月20日	(859)
米ドル	63,729	豪ドル	93,734	2019年11月20日	(1,188)
米ドル	63,715	豪ドル	93,735	2019年11月12日	(1,189)
米ドル	2,043,602	N Z ドル	3,214,821	2019年11月12日	(21,089)
米ドル	12,061,619	豪ドル	17,549,943	2019年11月12日	(90,313)
買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現（損）益 （米ドル）
豪ドル	17,361,505	米ドル	11,728,974	2019年11月20日	295,049

豪ドル	17,011,373	米ドル	11,508,714	2019年11月12日	270,301
豪ドル	17,549,943	米ドル	12,071,479	2019年12月 9 日	89,242
N Z ドル	3,073,806	米ドル	1,927,739	2019年11月12日	46,385
N Z ドル	3,228,810	米ドル	2,041,403	2019年11月20日	32,572
N Z ドル	3,214,821	米ドル	2,045,070	2019年12月 9 日	20,688
豪ドル	269,584	米ドル	182,361	2019年11月12日	4,304
豪ドル	336,825	米ドル	231,702	2019年12月 9 日	1,691
豪ドル	336,825	米ドル	231,586	2019年11月20日	1,688
豪ドル	59,580	米ドル	39,980	2019年11月12日	1,274
豪ドル	123,800	米ドル	84,633	2019年11月12日	1,088
豪ドル	123,799	米ドル	84,650	2019年11月20日	1,088
豪ドル	65,932	米ドル	44,816	2019年11月12日	836
豪ドル	65,931	米ドル	44,826	2019年11月20日	836
豪ドル	115,296	米ドル	79,023	2019年11月20日	827
豪ドル	115,297	米ドル	79,007	2019年11月12日	827
豪ドル	38,525	米ドル	26,032	2019年11月12日	643
豪ドル	22,176	米ドル	14,896	2019年11月12日	459
豪ドル	26,052	米ドル	17,594	2019年11月12日	444
豪ドル	26,052	米ドル	17,599	2019年11月20日	444
豪ドル	23,345	米ドル	15,733	2019年11月12日	431
豪ドル	23,345	米ドル	15,736	2019年11月20日	431
豪ドル	23,984	米ドル	16,226	2019年11月12日	381
豪ドル	47,320	米ドル	32,401	2019年11月12日	364
豪ドル	47,320	米ドル	32,409	2019年11月20日	363
豪ドル	16,725	米ドル	11,278	2019年11月12日	302
豪ドル	24,827	米ドル	16,979	2019年11月20日	215
豪ドル	24,827	米ドル	16,975	2019年11月12日	215
豪ドル	19,546	米ドル	13,354	2019年11月12日	180
豪ドル	19,546	米ドル	13,357	2019年11月20日	180
豪ドル	10,696	米ドル	7,242	2019年11月12日	163
豪ドル	10,696	米ドル	7,244	2019年11月20日	163
N Z ドル	9,633	米ドル	6,034	2019年11月12日	152
N Z ドル	9,633	米ドル	6,035	2019年11月20日	152
N Z ドル	7,420	米ドル	4,673	2019年11月12日	92
N Z ドル	6,565	米ドル	4,167	2019年11月12日	48
N Z ドル	6,564	米ドル	4,168	2019年11月20日	48
豪ドル	2,712	米ドル	1,852	2019年11月20日	26
豪ドル	2,712	米ドル	1,852	2019年11月12日	26
豪ドル	812	米ドル	544	2019年11月12日	17
豪ドル	601	米ドル	412	2019年11月12日	3
豪ドル	600	米ドル	412	2019年11月20日	3
豪ドル	181	米ドル	122	2019年11月12日	3
豪ドル	140	米ドル	94	2019年11月12日	3
豪ドル	275	米ドル	187	2019年11月20日	3
豪ドル	274	米ドル	187	2019年11月12日	3
豪ドル	134	米ドル	90	2019年11月12日	2

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現（損）益 （米ドル）
豪ドル	52	米ドル	34	2019年11月12日	1
豪ドル	53	米ドル	35	2019年11月20日	1
豪ドル	52	米ドル	35	2019年11月12日	1
豪ドル	49	米ドル	33	2019年11月20日	1

豪ドル	49	米ドル	33	2019年11月12日	1
豪ドル	25	米ドル	16	2019年11月12日	0
NZドル	20	米ドル	12	2019年11月12日	0
NZドル	40	米ドル	25	2019年11月12日	0
NZドル	39	米ドル	24	2019年11月20日	0
豪ドル	35	米ドル	23	2019年11月20日	0
豪ドル	35	米ドル	23	2019年11月12日	0
NZドル	20	米ドル	12	2019年11月12日	0
NZドル	19	米ドル	11	2019年11月20日	0
豪ドル	37	米ドル	25	2019年11月20日	0
豪ドル	37	米ドル	25	2019年11月12日	0
豪ドル	23	米ドル	15	2019年11月20日	0
NZドル	15	米ドル	9	2019年11月12日	0
豪ドル	22	米ドル	15	2019年11月12日	0
					655,935

金額は四捨五入され、1ドル未満の金額は0と表示されている。

（２）【投資有価証券明細表等】

ノムラ・マスター・セレクト－グローバル・リート・ファンド

投資有価証券明細表

2019年10月31日現在

（米ドルで表示）

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める 割合（％）
オーストラリア				
普通株式				
217,501	GPT GROUP	835,077	895,797	1.51
301,831	MIRVAC GROUP	492,454	670,657	1.13
55,642	GOODMAN GROUP STAPLED	356,012	554,236	0.93
255,450	CROMWELL PROPERTY GROUP	212,221	234,290	0.39
		1,895,764	2,354,980	3.96
	オーストラリア合計	1,895,764	2,354,980	3.96
ベルギー				
投資信託				
1,631	AEDIFICA REIT	158,408	196,490	0.33
		158,408	196,490	0.33
普通株式				
1,347	VGP	93,539	125,846	0.21
		93,539	125,846	0.21
	ベルギー合計	251,947	322,336	0.54
カナダ				
投資信託				
27,699	INTERRENT REAL E REIT	325,287	325,277	0.55
		325,287	325,277	0.55
普通株式				
20,942	CAN APARTMENT PROP REAL ESTATE INV	674,291	864,404	1.45
14,750	GRANITE REAL ESTATE INVESTMENT	653,440	724,560	1.22
		1,327,731	1,588,964	2.67
	カナダ合計	1,653,018	1,914,241	3.22
フランス				
普通株式				
4,845	GECINA SA	712,842	832,755	1.40
15,439	KLEPIERRE	529,533	576,107	0.97
		1,242,375	1,408,862	2.37
	フランス合計	1,242,375	1,408,862	2.37
ドイツ				
普通株式				
20,784	ALSTRIA OFFICE REIT AG	293,462	390,217	0.66
		293,462	390,217	0.66
	ドイツ合計	293,462	390,217	0.66

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める 割合（％）
香港				
普通株式				
96,807	LINK REAL ESTATE INVEST TRUST	795,073	1,055,506	1.77
		795,073	1,055,506	1.77
	香港合計	795,073	1,055,506	1.77
日本				
普通株式				
230	アクティピア・プロパティーズ投資法人	1,019,137	1,207,237	2.04
455	森ヒルズリート投資法人	603,972	748,312	1.26
333	プレミア投資法人	339,909	497,070	0.84
521	日本賃貸住宅投資法人	439,625	497,036	0.84
109	フロンティア不動産投資法人	466,226	484,300	0.81
267	森トラスト総合リート投資法人	433,339	483,130	0.81
52	ジャパンリアルエステイト投資法人	295,403	352,908	0.59
180	ヒューリックリート投資法人	324,633	341,784	0.57
210	グローバル・ワン不動産投資法人	192,885	283,107	0.48
167	ザイマックス・リート投資法人	171,139	204,992	0.34
112	GLP投資法人	112,018	145,215	0.24
		4,398,286	5,245,091	8.82
	日本合計	4,398,286	5,245,091	8.82
オランダ				
普通株式				
5,498	INTERXION HOLDING NV	403,079	484,209	0.81
		403,079	484,209	0.81
	オランダ合計	403,079	484,209	0.81
シンガポール				
投資信託				
96,500	FRASERS CENTREPO	176,527	195,121	0.32
177,914	ESR-REIT	68,154	69,986	0.12
31,200	FRASERS LOGISTICS AND INDS	27,091	28,905	0.05
		271,772	294,012	0.49
普通株式				
318,110	MAPLETREE LOGISTIC TRUST	312,921	392,945	0.67
130,100	CAPITALAND MALL TRUST	229,339	242,972	0.41
185,000	AIMS AMP CAPITAL INDUSTRIAL	182,990	186,353	0.31
105,100	MAPLETREE COMMERCIAL TRUST	176,574	180,054	0.30
65,900	KEPPEL	60,924	58,629	0.10
		962,748	1,060,953	1.79
新株予約権				
7,462	MAPLETREE COMMER	0	494	0.00
		0	494	0.00
	シンガポール合計	1,234,520	1,355,459	2.28

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める 割合（％）
スペイン				
普通株式				
46,118	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	572,223	680,317	1.14
		572,223	680,317	1.14
	スペイン合計	572,223	680,317	1.14
スウェーデン				
普通株式				
10,705	FABEGE AB	178,054	160,255	0.27
		178,054	160,255	0.27
	スウェーデン合計	178,054	160,255	0.27
英国				
投資信託				
35,043	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	385,484	357,432	0.60
		385,484	357,432	0.60
普通株式				
65,916	SEGR0 PLC	473,801	720,648	1.22
26,476	UNITE GROUP PLC	265,637	385,737	0.65
46,528	BRITISH LAND CO PLC	336,651	373,949	0.63
7,736	DERWENT LONDON PLC	313,869	355,657	0.60
229,413	ASSURA PLC	177,713	222,232	0.37
59,667	GRAINGER PLC	193,524	198,434	0.33
11,419	BIG YELLOW GROUP PLC	151,079	168,881	0.28
34,963	URBAN & CIVIC PL	140,945	149,420	0.25
108,942	TRITAX EUROBOX PLC	137,775	130,879	0.22
108,404	THE PRS REIT PLC	143,659	124,946	0.21
54,726	INTU PROPERTIES PLC	126,796	31,893	0.05
		2,461,449	2,862,676	4.81
	英国合計	2,846,933	3,220,108	5.41
米国				
投資信託				
18,860	APARTMENT INVESTMENT&MGMT REG -A-	934,836	1,029,944	1.73
10,417	AGREE REALTY CORP	630,960	821,172	1.38
3,976	LIBERTY PROPERTY TRUST	189,382	235,976	0.40
		1,755,178	2,087,092	3.51
普通株式				
29,406	PROLOGIS INC	2,123,238	2,588,023	4.36
21,729	EQUITY RESIDENTIAL	1,448,228	1,930,623	3.25
18,669	WELLTOWER INC	1,307,240	1,694,772	2.85
19,775	REALTY INCOME CORP	1,529,596	1,612,651	2.71
14,143	EXTRA SPACE STORAGE INC	1,322,221	1,575,247	2.65
9,862	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUITY	1,240,429	1,557,999	2.62
41,059	HCP INC	1,215,138	1,538,070	2.59

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める 割合（％）
米国（続き）				
普通株式（続き）				
10,724	MID AMERICA APARTMENT COMMUNITIES	1,108,545	1,496,963	2.52
34,774	STORE CAPITAL CORPORATION	1,073,613	1,413,215	2.38
45,212	INVITATION HOMES INC	1,231,534	1,392,982	2.34
19,264	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES INC	887,539	1,345,012	2.26
8,686	SIMON PROPERTY GROUP INC	1,460,913	1,307,330	2.20
58,130	KIMCO REALTY CORP	1,071,554	1,250,376	2.10
26,012	REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	789,086	1,247,015	2.10
55,612	MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	1,014,116	1,152,837	1.94
51,191	BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	1,025,645	1,126,714	1.89
24,372	DOUGLAS EMMETT INC	972,279	1,053,845	1.77
15,141	CYRUSONE INC	1,008,215	1,046,243	1.76
12,223	KILROY REALTY CORP	920,329	1,020,498	1.72
3,093	ESSEX PROPERTY TRUST	845,141	1,013,050	1.70
24,617	AMERICOLD REALTY TRUST	718,364	989,603	1.66
21,230	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS INC	868,124	933,695	1.57
8,339	RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	649,474	698,725	1.17
6,334	LIFE STORAGE INC	663,347	682,235	1.15
41,235	HOST HOTEL & RESORTS INC	704,820	674,811	1.13
3,016	AMERICAN TOWER CORP	671,869	656,583	1.10
22,958	ESSENTIAL PROPER	480,129	592,087	1.00
18,012	CUBESMART	538,924	571,521	0.96
4,655	CORESITE REALTY CORP	498,826	546,963	0.92
13,325	JBG SMITH PROPERTIES REGISTERED SHS	513,193	531,801	0.89
13,605	WEYERHAEUSER CO	402,755	398,082	0.67
32,156	DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	327,446	318,505	0.54
21,275	VEREIT INC	195,538	209,984	0.35
9,880	PARAMOUNT GROUP INC	140,514	133,182	0.22
115	EQUINIX INC	55,705	64,567	0.11
1,267	WEINGARTEN RLTY	37,799	39,987	0.07
		31,061,426	36,405,796	61.22
受益証券／優先株式				
9,493	DIGITAL REALTY TRUST 6.35% 29/12/65	256,893	247,388	0.42
7,303	REXFORD INDUS PFD 5.8750% 28/06/67	182,872	192,945	0.32
7,075	KIMCO REALTY PFD 5.1250% 15/10/67	177,884	180,979	0.30
6,445	VEREIT INC PFD 6.7% 31/12/49	170,675	164,025	0.28
4,929	AMERICAN HOMES PFD 5.8750% 01/04/68	122,491	130,372	0.22
4,906	AMERICA HOMES PFD 5.875% 30/09/2165	123,537	129,224	0.22
		1,034,352	1,044,933	1.76
	米国合計	33,850,956	39,537,821	66.49
投資有価証券合計				
		49,615,690	58,129,402	97.74
		(5,435,894,996円)	(6,368,657,283円)	

(1) 数量は、受益証券／株式の数を表している。

添付の注記は当財務書類の一部である。

4【管理会社の概況】

（１）【資本金の額】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（Global Funds Management S.A.）（以下「管理会社」といいます。）の払込済資本金は375,000ユーロ（約4,522万円）で、2019年11月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の完全子会社であり、１株25,000ユーロ（約301万円）の記名式株式15株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、2019年11月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝120.59円）によります。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

i) 管理会社の事業の内容及び営業の概況

管理会社は、商事会社に関するルクセンブルグ1915年８月10日法（改訂済）（以下「1915年法」といいます。）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年７月８日に設立されました。

1915年法は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定しています。

管理会社は、（ ）投資信託の運用に関する2010年12月17日付ルクセンブルグ投信法（改訂済）（以下「2010年法」といいます。）の第15章に規定される管理会社として、および（ ）オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年７月12日付ルクセンブルグ法（改訂済）（以下「2013年法」といいます。）の第１条第46項に規定されるオルタナティブ投資ファンド運用会社として認可されています。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

（a）2010年法の第101条第２項および別表 に基づき、ルクセンブルグ国内外においてEU通達2009 / 65 / EC（以下「UCITS通達」といいます。）に従い認可された譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」といいます。）の管理を行うこと、およびUCITS通達に従う認可がされていないルクセンブルグ国内外において設立された投資信託（以下「UCI」といいます。）の追加的管理を行うこと

（b）オルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU通達2011 / 61 / EUに規定される、ルクセンブルグ国内外で設立されたオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」といいます。）に関し、2013年法の第５条第２項および別表 I に基づくAIFの資産に関する運用業務、管理業務、販売業務およびその他の業務を行うこと

管理会社は、（１）顧客毎の一任運用、（２）投資顧問業務、（３）UCIの株式もしくは受益証券に関する保管および管理事務業務、または（４）2013年法第５条第４項に規定される金融投資商品に関連する注文の受理および送信の業務は提供しません。

また、管理会社は、自らが所在地および管理支援サービスを含む業務を行うUCITS、UCIおよびAIFの子会社のために、上記の運用業務、管理業務および販売業務を提供することができます。

管理会社は、業務提供の自由または支店の設置により、ルクセンブルグ国外において、認可された活動を行うことができます。

管理会社は、2010年法および2013年法の規定の範囲内で、その目的の達成に直接的もしくは間接的に関連するか、または有益もしくは必要とみなされるあらゆる業務を行うことができます。

管理会社は、2019年11月末日現在、以下の投資信託を管理・運用しており、管理投資信託財産額は約1.1兆円で

（2019年11月末日現在）

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	クラス数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	2	3,950,206,644.24米ドル
		2	2,651,259,642.67豪ドル
		1	100,446,852.25カナダドル
		2	537,830,667.42NZドル
		1	55,437,113.55英ポンド
ルクセンブルグ	その他のファンド	17	939,029,151.96米ドル
		5	51,686,165.36ユーロ
		14	152,122,075,880円

		8	472,262,136.47豪ドル
		3	4,797,907.96カナダドル
		4	157,178,834.58NZドル
		2	1,686,787.48英ポンド
		1	11,138,814.31メキシコ・ペソ
		1	130,756,134.94トルコ・リラ
ケイマン諸島	その他のファンド	7	469,252,134.93米ドル
		2	112,661,813.75ユーロ
		3	428,821,823.23豪ドル
		3	125,809,148.67NZドル

）管理会社としての役割

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、ノムラ・マスター・セレクト（以下「トラスト」といいます。）の管理会社として従事します。管理会社の権利および職務は、随時改訂される信託証書に記載されています。管理会社は、ルクセンブルグ大公国で設立され、ノムラ・バンク・ルクセンブルグS.A.の完全子会社です。

管理会社は、信託証書に基づき、トラストおよびファンドの一般的な管理運営業務について責任を有します。管理会社は、受益証券の発行をファンドの勘定で行い、ファンドの通常業務を管理する独占的権利を有します。管理会社は、受益者名簿の維持、帳簿の作成、受益証券の販売および買戻しの実行、分配の実施（あった場合）、受益証券1口当たり純資産価格の計算ならびにファンドの資産の投資についても責任を有します（または手配します。）。

信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、管理会社は、信託証書に基づいて自己に付与された権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人（グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下「受託会社」といいます。）または管理会社の関係者を含みます。）に対して委託することができます。適用ある法律に規定された事項について、管理会社は、受任者または再受任者の行為を監督する必要はなく、また、管理会社自らの現実の詐欺または故意の不履行により発生した場合でない限り、受任者または再受任者側の作為や不作為に起因する損失につき一切直接の責任を負いません。

管理会社の職務の一部は、投資顧問会社、事務代行会社、販売会社および代行協会に委託されています。

管理会社は、受託会社の明白な同意を留保したその絶対的な裁量で、将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務にかかる債権者に返済するための引当てとなる資産が、ファンドの資産に限定され、受託会社は直接の責任を負わないことを確保します。

管理会社は、（信託証書に基づく管理会社の権利および職務の適切な遂行において）ファンドの管理者として被る可能性のあるあらゆる訴訟行為、手続、費用、請求、損失、経費（すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同種の経費を含みます。）または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金、その他の財産および資産に対してのみ返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、管理会社自らの現実の詐欺または故意の不履行により、管理会社が被った作為や不作為に起因する訴訟行為、手続、負債、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。管理会社は、ファンドに関連して発生した債務について、他のシリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません（かかる受益者と別途書面により合意する場合を除きます。）。

管理会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。管理会社は、管理会社が決定する補償およびその他の条項を含む契約を、ファンドを代理して、ファンドのその他のサービス提供者と締結することができます。

管理会社は、受託会社に対する90暦日以上前の書面による通知（または受託会社が同意するそれより短い期間の通知）により、トラストから辞任する、もしくは解任されることがあります。かかる辞任および解任は、後任の管理会社の任命後にのみ効力を生じるものとします。管理会社が書面による辞任通知を行ったとき、または（任意か強制かを問わず）清算手続に入ったとき、かつ当該通知日または管理会社の清算開始日から60暦日以内に管理会社および受託会社のいずれもが、受託会社が適当と認める後任の管理会社を選任することができない場合、受託会社は、後任の管理会社を任命するため、速やかに受益者の会議を招集します。受益者はいつでも、管理会社を解任し、後任の管理会社を任命することを決議することができます。

管理会社は辞任または解任の後、ファンドの管理者として行為した期間中において、辞任した管理会社に対して法律により与えられる補償、権限、特権および償還遡及権に加えて、当該期間中に有効であった信託証書により管理会社に付与されたすべての補償の利益を受ける資格を引き続き有するものとします。

（３）【その他】

本書提出前6ヶ月以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は、3月31日に終了する1年です。管理会社の存続期間は無期限です。ただし、臨時株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

信託証書の当事者である管理会社は、ルクセンブルグ金融監督委員会の規制下にありますが、ファンドはルクセンブルグ籍ではなく、ルクセンブルグの法律には服しません。ファンドは、ルクセンブルグのいかなる監督官庁からも認可を受けておらず、またいかなるルクセンブルグ当局の監督にも服しません。ルクセンブルグにおけるまたはルクセンブルグからの受益証券の募集販売は、2010年法第100条により禁じられています。

5【管理会社の経理の概況】

1. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムの監査を受けております。なお、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2019年11月29日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝120.59円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

監査意見

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「貴社」という。）の2019年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、貴社の2019年3月31日現在の財務状態、および同日に終了した年度の業績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの監査専門家に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。この法律および基準に基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項に詳述されている。我々はまた、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会が定める職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理上の要件に準拠して、貴社から独立した立場にあり、これらの倫理上の要件に基づきその他の倫理上の責任を果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は貴社の継続性を評価し、それが適用される場合には、取締役会が貴社の清算もしくは業務の停止を予定している、またはそれ以外に現実的な選択肢がない場合を除いて、継続性に関する事項の開示および継続会計基準の採用に関して責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の目的は、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む公認企業監査人の報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠した監査の一環として、我々は監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。

我々はまた、以下を実施する。

- ・欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査手続きを計画および実施し、また、監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切な監査証拠を入手する。欺罔により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは欺罔が共謀、偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化による可能性があるためである。
- ・貴社の内部統制の有効性に関する意見を表明するためではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・取締役会が採用した会計方針の妥当性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続会計基準を採用する妥当性、および、入手した監査証拠に基づき、貴社の継続性に重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性の有無を判断する。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は当報告書において財務書類の関連する開示に注意を喚起しなければならない。その開示が不十分である場合には、監査意見を修正しなければならない。我々の判断は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況が、貴社の継続性を終了させる可能性がある。

- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類がその原取引および事象を公正な方法で表示しているかを評価する。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期ならびに我々が監査を通じて特定する内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見について統治責任者に報告する。

アーンスト・アンド・ヤング

ソシエテ・アノニム

公認監査法人

シルヴィ・テスト

2019年5月28日、ルクセンブルグ

Independent auditor's report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

Opinion

We have audited the financial statements of Global Funds Management S.A. (the "Company"), which comprise the balance sheet as at March 31, 2019, and the profit and loss account for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at March 31, 2019, and of the results of its operations for the year then ended, in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the "Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" ("CSSF"). Our responsibilities under those Law and standards are further described in the "responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the Board of Directors for the financial statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the "réviseur d'entreprises agréé"

that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control;
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors;
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the "réviseur d'entreprises agréé" to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the "réviseur d'entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern;
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young

Société anonyme

Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, May 28, 2019

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

監査意見

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「貴社」という。）の2018年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、貴社の2018年3月31日現在の財務状態、および同日に終了した年度の業績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの監査専門家に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。この法律および基準に基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項に詳述されている。我々はまた、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会が定める職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理上の要件に準拠して、貴社から独立した立場にあり、これらの倫理上の要件に基づきその他の倫理上の責任を果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

財務書類に関する取締役会および統治責任者の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は貴社の継続性を評価し、それが適用される場合には、取締役会が貴社の清算もしくは業務の停止を予定している、またはそれ以外に現実的な選択肢がない場合を除いて、継続性に関する事項の開示および継続会計基準の採用に関して責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の目的は、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む公認企業監査人の報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠した監査の一環として、我々は監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。

我々はまた、以下を実施する。

- ・欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査手続きを計画および実施し、また、監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切な監査証拠を入手する。欺罔により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは欺罔が共謀、偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化を伴っている可能性があるためである。
- ・貴社の内部統制の有効性に関する意見を表明するためではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・取締役会が採用した会計方針の妥当性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続会計基準を採用する妥当性、および、入手した監査証拠に基づき、貴社の継続性に重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性の有無を判断する。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は当報告書において財務書類の関連する開示に注意を喚起しなければならない。その開示が不十分である場合には、監査意見を修正しなければならない。我々の判断は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況が、貴社の継続性を終了させる可能性がある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類がその原取引および事象を公正な方法で表示しているかを評価する。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期ならびに我々が監査を通じて特定する内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見について統治責任者に報告する。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認監査法人
シルヴィ・テスト

2018年5月17日、ルクセンブルグ

Independent auditor's report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

Opinion

We have audited the financial statements of Global Funds Management S.A. (the "Company"), which comprise the balance sheet as at March 31, 2018, and the profit and loss account for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies. In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at March 31, 2018, and of the results of its operations for the year then ended, in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the "Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" ("CSSF"). Our responsibilities under those Law and standards are further described in the "responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the Board of Directors and those charged with governance for the financial statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the "réviseur d'entreprises agréé" that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF

will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the "réviseur d'entreprises agréé" to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the "réviseur d'entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young
Société anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, May 17, 2018

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

(1) 【資産及び負債の状況】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2019年3月31日現在

(ユーロで表示)

	注記	2019年3月31日		2018年3月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
流動資産					
債権					
売上債権					
a) 1年以内期限到来		409,832	49,422	307,943	37,135
銀行預金および手元現金	9	9,345,239	1,126,942	8,922,986	1,076,023
		<u>9,755,071</u>	<u>1,176,364</u>	<u>9,230,929</u>	<u>1,113,158</u>
前払費用		26,250	3,165	26,250	3,165
		<u>26,250</u>	<u>3,165</u>	<u>26,250</u>	<u>3,165</u>
資産合計		<u>9,781,321</u>	<u>1,179,529</u>	<u>9,257,179</u>	<u>1,116,323</u>

	注記	2019年3月31日		2018年3月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資本金、準備金および負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	3	375,000	45,221	375,000	45,221
準備金		1,132,500	136,568	767,500	92,553
1. 法定準備金	4	37,500	4,522	37,500	4,522
4. 公正価値準備金を含むその他準備金					
b) その他配当不可能準備金	4	1,095,000	132,046	730,000	88,031
繰越損益	4	7,160,310	863,462	7,343,211	885,518
当期損益		366,919	44,247	182,099	21,959
		<u>9,034,729</u>	<u>1,089,498</u>	<u>8,667,810</u>	<u>1,045,251</u>
引当金					
納税引当金	5	514,096	61,995	373,240	45,009
		<u>514,096</u>	<u>61,995</u>	<u>373,240</u>	<u>45,009</u>
債務					
買掛債務					
a) 1年以内期限到来	6	188,096	22,682	177,802	21,441

その他債務				
a) 税務当局	9,874	1,191	9,997	1,206
b) 社会保障当局	34,526	4,163	28,330	3,416
	<u>232,496</u>	<u>28,037</u>	<u>216,129</u>	<u>26,063</u>
資本金、準備金および負債合計	<u>9,781,321</u>	<u>1,179,529</u>	<u>9,257,179</u>	<u>1,116,323</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2019年3月31日に終了した年度

（ユーロで表示）

	注記	2019年		2018年	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
1 から 5 . 総損益	7、 9	1,426,701	172,046	1,161,839	140,106
6 . 人件費		(866,522)	(104,494)	(841,274)	(101,449)
a) 給与および賃金	8	(793,000)	(95,628)	(768,591)	(92,684)
b) 社会保障費	8	(73,522)	(8,866)	(72,683)	(8,765)
) 年金関連		(45,536)	(5,491)	(44,339)	(5,347)
) その他社会保障費		(27,986)	(3,375)	(28,344)	(3,418)
8 . その他営業費用		(35,000)	(4,221)	(35,024)	(4,224)
10 . 固定資産の一部を形成するその他投資 および貸付金からの収益					
b) その他収益		—	—	2,567	310
11 . その他未収利息および類似収益					
b) その他利息および類似収益		42,827	5,165	54,658	6,591
14 . 未払利息および類似費用					
a) 関連事業に関する金額	9	(13,934)	(1,680)	(15,650)	(1,887)
b) その他利息および類似費用		(41,214)	(4,970)	(73,801)	(8,900)
15 . 損益に係る税金	5	(145,939)	(17,599)	(66,535)	(8,023)
16 . 税引後損益		366,919	44,247	186,780	22,524
17 . 1 から16に表示されないその他税金		—	—	(4,681)	(564)
18 . 当期利益		366,919	44,247	182,099	21,959

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2019年3月31日に終了した年度

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（“ Société Anonyme ”）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「総損益」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての認可（2014年2月14日効力発生）を得ている。さらに、当社は、2010年12月17日法（修正済）の第15章に基づく認可を2017年11月16日にCSSFから得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の概要

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、本年度の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

債務

債務には、次期事業年度中に支払われるが当期事業年度に関連する費用が含まれている。

総損益

総損益には、その他対外費用を差し引いた、管理している投資信託から受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、発生主義に基づいて計上される。

注3 - 払込済資本金

2019年3月31日および2018年3月31日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注4 - 準備金および繰越損益

本年度における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越損益 (ユーロ)
2018年3月31日現在残高	37,500	730,000	7,343,211
前期の損益	—	—	182,099
富裕税準備金の純取崩し	—	(80,000)	80,000
富裕税準備金	—	445,000	(445,000)
2019年3月31日現在残高	37,500	1,095,000	7,160,310

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2016年からの富裕税の軽減に関する基準を定める2016年6月16日付の通達（Circular Fort. N 47ter）に基づき、ルクセンブルグ直接税務当局は、最低富裕税額（前年度の法人所得税控除後）を決定し、かつ当該金額を連結納税ベースの富裕税額と比較することにより、会社が所定の年度における富裕税額を軽減できる旨を定めた通達（circular I. Fort n 51）（「通達」）を2016年7月25日に公表した。富裕税として、会社は、前述の金額（控除後の最低富裕税額）または連結納税ベースの富裕税額のうち高い方の金額を課されるものとする。ルクセンブルグ税務当局が2018年5月17日に公表した新たなルクセンブルグ通達（Circular I. Fort. N 47quater）に従うと、2017年の富裕税準備金の設定は承認済の2016年の財務書類の業績から配分されるべきである。この点において、2017年の富裕税準備金は、当社の2017年3月31日現在の繰越金の一部である2016年の業績から配分されている事実を明らかにすることが決定された。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる富裕税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。

この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2019年3月31日現在、配当不可能準備金は合計1,095,000ユーロ（2018年3月31日：730,000ユーロ）であり、これは、2013年から2019年までの年度の富裕税積立金として計上された額の5倍に相当する。

2018年6月12日に行われた年次総会により、2012年の富裕税準備金の全額である80,000ユーロが取り崩され、2018年の富裕税準備金として215,000ユーロおよび2019年の富裕税準備金として230,000ユーロが計上された。

注5 - 税金

2019年1月1日付で、法人所得税率は18%から17%へと引き下げられ、エスペランジュにおける地方事業税率は7.5%から6.75%へと引き下げられた。

注6 - 買掛債務

2019年3月31日および2018年3月31日現在、残高は、未払いの監査報酬および税務コンサルタント報酬、給与に関する積立金ならびに所在地事務報酬で構成されていた。

注 7 - 総損益

2019年 3 月31日および2018年 3 月31日現在、本項目は以下のとおり分析することができる。

	2019年 (ユーロ)	2018年 (ユーロ)
管理報酬	1,549,545	1,308,526
リスク管理報酬	55,625	67,083
その他報酬	53,000	52,000
その他対外費用	(231,469)	(265,770)
	<u>1,426,701</u>	<u>1,161,839</u>

2019年 3 月31日現在、その他対外費用は、所在地事務報酬97,175ユーロ（2018年 3 月31日：94,981ユーロ）、海外規制費用14,531ユーロ（2018年 3 月31日：21,679ユーロ）、内部監査報酬および外部監査報酬54,004ユーロ（2018年 3 月31日：53,952ユーロ）、弁護士報酬3,941ユーロ（2018年 3 月31日：弁護士報酬の払戻し5,894ユーロ）およびその他費用61,818ユーロ（2018年 3 月31日：101,052ユーロ）により構成されている。

注 8 - スタッフ

2019年 3 月31日に終了した年度において、当社は 7 名（2018年 3 月31日：6 名）を雇用していた。

注 9 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク・ルクセンブルク S.A. によって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座、短期預金および為替取引が含まれる。

2019年 3 月31日および2018年 3 月31日に終了した事業年度の当座預金口座の利息は、マイナスであった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

ノムラ・バンク・ルクセンブルク S.A.（「銀行」）と当社との間で、当社の事業モデルに基づき事業を行うために、特定のサービスを提供することを銀行に委任する2014年 2 月14日付のサービス品質保証契約（随時修正済）を締結した。2019年 3 月31日に終了した事業年度につき、年額92,500ユーロ（2018年 3 月31日に終了した事業年度：92,500ユーロ）（付加価値税を除く。）が銀行から期間比例原則に則って請求され、損益計算書において「総損益」の項目において控除されている。

注10 - 運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として所有してはいないが、投資運用の責任を有するものについては、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2019年 3 月31日現在、約9,054百万ユーロ（2018年：9,767百万ユーロ）である。

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Balance Sheet at March 31, 2019
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2019	March 31, 2018
ASSETS			
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade debtors			
a) becoming due and payable within one year		409,832	307,943
Cash at bank and in hand	9	9,345,239	8,922,986
		<u>9,755,071</u>	<u>9,230,929</u>
PREPAYMENTS		26,250	26,250
		<u>26,250</u>	<u>26,250</u>
TOTAL (ASSETS)		<u>9,781,321</u>	<u>9,257,179</u>
	Note(s)	March 31, 2019	March 31, 2018
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	3	375,000	375,000
Reserves		1,132,500	767,500
1. Legal reserve	4	37,500	37,500
4. Other reserves, including the fair value reserve			
b) other non available reserves	4	1,095,000	730,000
Profit or loss brought forward	4	7,160,310	7,343,211
Profit or loss for the financial year		366,919	182,099
		<u>9,034,729</u>	<u>8,667,810</u>
PROVISIONS			
Provisions for taxation	5	514,096	373,240
		<u>514,096</u>	<u>373,240</u>
CREDITORS			
Trade creditors			
a) becoming due and payable within one year	6	188,096	177,802
Other creditors			
a) Tax authorities		9,874	9,997
b) Social security authorities		34,526	28,330
		<u>232,496</u>	<u>216,129</u>
TOTAL (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)		<u>9,781,321</u>	<u>9,257,179</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2019
(expressed in Euro)

	Note(s)	2019	2018
1. to 5. Gross profit or loss	7, 9	1,426,701	1,161,839
6. Staff costs		(866,522)	(841,274)
a) salaries and wages	8	(793,000)	(768,591)
b) social security costs	8	(73,522)	(72,683)
<i>i) relating to pensions</i>		<i>(45,536)</i>	<i>(44,339)</i>
<i>ii) other social security costs</i>		<i>(27,986)</i>	<i>(28,344)</i>
8. Other operating expenses		(35,000)	(35,024)
10. Income from other investments and loans forming part of the fixed assets			
b) other income		---	2,567
11. Other interest receivable and similar income			
b) other interest and similar income		42,827	54,658
14. Interest payable and similar expenses			
a) concerning affiliated undertakings	9	(13,934)	(15,650)
b) other interest and similar expenses		(41,214)	(73,801)
15. Tax on profit or loss	5	(145,939)	(66,535)
16. Profit or loss after taxation		366,919	186,780
17. Other taxes not shown under items 1 to 16		---	(4,681)
18. Profit for the financial year		<u>366,919</u>	<u>182,099</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2019

Note 1 – General

Global Funds Management S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification: Luxembourg B 37 359.

The Company’s registered address is at Building A – 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss Account as “Gross profit or loss”.

The Company has been granted with Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on February 14, 2014. Moreover the Company has been granted with Chapter 15 of the modified law of December 17, 2010 license by the CSSF on November 16, 2017.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8645, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Creditors

Creditors include expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Gross profit or loss

Gross profit or loss includes the management fees earned from funds under management less other external charges. The turnover is recorded on an accrual basis.

Interest income and interest expenses

Interest income and interest expenses are recorded on an accruals basis.

Note 3 – Subscribed capital

As at March 31, 2019 and 2018, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 4 – Reserves and Profit or loss brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other reserves	Profit or loss brought forward
	EUR	EUR	EUR
Balance as at March 31, 2018	37,500	730,000	7,343,211
Previous year 's profit or loss	---	---	182,099
Net release of net wealth tax (" NWT ") reserve	---	(80,000)	80,000
NWT reserve	---	445,000	(445,000)
Balance as at March 31, 2019	37,500	1,095,000	7,160,310

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

Based on the Circular Fort. N° 47ter dated June 16, 2016, which determines the criteria for the reduction of the NWT as from 2016, the Luxembourg direct tax authorities issued on July 25, 2016 a circular I.Fort N° 51 (the "Circular") indicating that a company may reduce its NWT for a given year by determining the minimum NWT that should be subject to (subtracting the Corporate Income Tax ("CIT") for the precedent year), and by comparing this amount with the NWT that is due based on the unitary value. For the NWT purpose, the company should be liable to the highest of the said amounts (the minimum NWT after reduction) or the NWT due based on the unitary value. According to the new Luxembourg Circular I. Fort. N° 47quater issued by the Luxembourg tax authorities on 17 May 2018, the creation of the 2017 NWT reserve should have been decided upon the approval of the 2016 financial statements and allocated out of its 2016 result of the year. In this respect, it has been decided to clarify the fact that the 2017 NWT reserve has been created via an allocation made out the 2016 result of the year of the Company, such a 2016 result of the year being part of the result brought forward of the Company as at March 31, 2017.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the NWT credited.

This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under "Other reserves".

As at March 31, 2019, the non-distributable reserve amounted EUR 1,095,000 representing five times the NWT credited for the years from 2013 to 2019 (March 31, 2018: EUR 730,000).

As per Annual General Meeting held on June 12, 2018, the 2012 NWT reserve was fully released for an amount of EUR 80,000, a NWT reserve of EUR 215,000 was constituted for 2018 and a NWT reserve of EUR 230,000 was constituted for 2019.

Note 5 – Taxes

The Corporate Income Tax (“ CIT ”) rate has decreased from 18% to 17% and the Municipal Business tax rate has decreased in Hesperange from 7.5% to 6.75%, both effective as of January 1, 2019.

Note 6 – Trade Creditors

As at March 31, 2019 and 2018, the balances were constituted of audit and tax consultancy fees, salary related contributions and domiciliation fees payable.

Note 7 – Gross profit or loss

As at March 31, 2019 and 2018, this caption can be analysed as follows:

	2019	2018
	EUR	EUR
Management fees	1,549,545	1,308,526
Risk Management fees	55,625	67,083
Other fees	53,000	52,000
Other external charges	(231,469)	(265,770)
	<u>1,426,701</u>	<u>1,161,839</u>

As at March 31, 2019, Other external charges consist of domiciliation fees for an amount of EUR 97,175 (March 31, 2018: EUR 94,981), overseas regulation fees for EUR 14,531 (March 31, 2018: EUR 21,679), internal and external audit fees for EUR 54,004 (March 31, 2018: EUR 53,952), legal fees for EUR 3,941 (March 31, 2018: legal fees reimbursement for EUR 5,894) and other charges for EUR 61,818 (March 31, 2018: EUR 101,052).

Note 8 – Staff

For the year ended March 31, 2019, the Company has employed 7 persons (March 31, 2018: 6 persons).

Note 9 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg), which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts, short term deposits and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded negative interest for the years ended March 31, 2019 and March 31, 2018. The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties ‘ clients.

Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (the “ Bank ”) and the Company have signed a Service Level agreement on February 14, 2014, as amended from time to time, whereas the Company appointed the Bank to provide certain services to conduct its business under its operating model. The annual amount of EUR 92,500 excluding VAT to be invoiced prorata temporis by the Bank for the year ended March 31, 2019 (March 31, 2018: EUR 92,500) is recorded in deduction of the caption “ Gross profit or loss ” in the profit and loss account.

Note 10 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 9,054 million as at March 31, 2019 (2018: EUR 9,767 million).

中間財務書類

- a．管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。
- c．日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2019年11月29日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝120.59円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2019年9月30日現在

（ユーロで表示）

	注記	2019年9月30日		2018年9月30日	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
資産					
流動資産					
債権					
売上債権					
a) 1年以内期限到来		360,549	43,479	283,196	34,151
銀行預金および手元現金	9	9,740,043	1,174,552	9,152,545	1,103,705
		<u>10,100,592</u>	<u>1,218,030</u>	<u>9,435,741</u>	<u>1,137,856</u>
前払費用		<u>23,463</u>	<u>2,829</u>	<u>23,806</u>	<u>2,871</u>
資産合計		<u><u>10,124,055</u></u>	<u><u>1,220,860</u></u>	<u><u>9,459,547</u></u>	<u><u>1,140,727</u></u>
資本金、準備金および負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	3	375,000	45,221	375,000	45,221
準備金		1,267,500	152,848	1,132,500	136,568
1. 法定準備金	4	37,500	4,522	37,500	4,522
4. 公正価値準備金を含むその他準備金	4				
b) その他配当不可能準備金		1,230,000	148,326	1,095,000	132,046
繰越損益	4	7,392,229	891,429	7,160,310	863,462
当期損益		<u>185,310</u>	<u>22,347</u>	<u>133,359</u>	<u>16,082</u>
		<u>9,220,039</u>	<u>1,111,845</u>	<u>8,801,169</u>	<u>1,061,333</u>
引当金					
納税引当金	5	<u>580,742</u>	<u>70,032</u>	<u>436,113</u>	<u>52,591</u>
		<u>580,742</u>	<u>70,032</u>	<u>436,113</u>	<u>52,591</u>
債務					
買掛債務					
a) 1年以内期限到来	6	246,264	29,697	184,013	22,190
その他債務					
a) 税務当局		70,219	8,468	24,859	2,998
b) 社会保障当局		<u>6,791</u>	<u>819</u>	<u>13,393</u>	<u>1,615</u>

	<u>323,274</u>	<u>38,984</u>	<u>222,265</u>	<u>26,803</u>
資本金、準備金および負債合計	<u>10,124,055</u>	<u>1,220,860</u>	<u>9,459,547</u>	<u>1,140,727</u>

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2019年9月30日に終了した期間

（ユーロで表示）

	注記	2019年9月30日		2018年9月30日	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
1 から 5 . 総損益	7、9	741,221	89,384	651,919	78,615
6 . 人件費		(463,632)	(55,909)	(431,439)	(52,027)
a) 給与および賃金	8	(422,480)	(50,947)	(394,576)	(47,582)
b) 社会保障費	8	(41,152)	(4,963)	(36,863)	(4,445)
) 年金関連		(26,212)	(3,161)	(22,783)	(2,747)
) その他社会保障費		(14,940)	(1,802)	(14,080)	(1,698)
8 . その他営業費用		(17,500)	(2,110)	(17,500)	(2,110)
10 . 固定資産の一部を形成するその他投資 および貸付金からの収益					
b) その他収益		—	—	—	—
11 . その他未収利息および類似収益					
a) 関連事業から派生する金額		—	—	—	—
b) その他利息および類似収益		—	—	21,481	2,590
14 . 未払利息および類似費用					
a) 関連事業に関する金額	9	(7,676)	(926)	(6,878)	(829)
b) その他利息および類似費用		(56)	(7)	(21,083)	(2,542)
15 . 損益に係る税金	5	(67,047)	(8,085)	(67,822)	(8,179)
16 . 税引後損益		185,310	22,347	128,678	15,517
17 . 1 から16に表示されないその他税金		—	—	4,681	564
18 . 当期利益		185,310	22,347	133,359	16,082

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

中間財務書類に対する注記

2019年9月30日に終了した期間

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（“ Société Anonyme ”）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「総損益」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての認可（2014年2月14日効力発生）を得ている。さらに、当社は、2010年12月17日法（改正済）の第15章に基づく認可を2017年11月16日にCSSFから得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の概要

当社の中間財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、中間財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

金融資産

固定資産として保有される有価証券およびその他金融商品は、取引日における取得価額で計上される。当期末現在で固定資産として保有される有価証券は、取得価額または時価のいずれか低価な方を用いて個別に評価される。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。評価調整は、関連資産から直接控除される。固定資産として保有される投資の売却実現損益は、平均原価法で決定される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

債務

債務には、次期会計期間中に支払われるが当会計期間に関連する費用が含まれている。

総損益

総損益には、その他対外費用を差し引いた、管理している投資信託から受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、発生主義に基づいて計上される。

注3 - 払込済資本金

2019年9月30日および2018年9月30日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注4 - 準備金および繰越損益

当期における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越損益 (ユーロ)
2019年3月31日現在残高	37,500	1,095,000	7,160,310
前期の損益	—	—	366,919
富裕税準備金の純取崩し	—	(115,000)	115,000
富裕税準備金	—	250,000	(250,000)
2019年9月30日現在残高	37,500	1,230,000	7,392,229

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2016年からの富裕税の軽減に関する基準を定める2016年6月16日付の通達（Circular I. Fort. N 47ter）に基づき、ルクセンブルグ直接税務当局は、最低富裕税額（前年度の法人所得税控除後）を決定し、かつ当該金額を連結納税ベースの富裕税額と比較することにより、会社が所定の年度における富裕税額を軽減できる旨を定めた通達（circular I. Fort. n 51）を2016年7月25日に公表した。富裕税として、会社は、前述の金額（控除後の最低富裕税額）または連結納税ベースの富裕税額のうち高い方の金額を課されるものとする。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる富裕税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2019年3月31日現在、配当不可能準備金は1,095,000ユーロ（2018年3月31日：730,000ユーロ）であり、これは、2013年から2019年までの年度の富裕税積立金として計上された額の5倍に相当する。

2019年6月11日に行われた年次総会により、2013年の富裕税準備金の全額である115,000ユーロが取り崩され、2020年の富裕税準備金として250,000ユーロが計上された。

注5 - 税金

2019年1月1日付で、法人所得税率は18%から17%へと引き下げられ、エスペランジュにおける地方事業税率は7.5%から6.75%へと引き下げられた。

注6 - 債務

2019年9月30日および2018年9月30日現在、残高は、未払いの監査報酬およびコンサルタント報酬、給与に関する積立金ならびに所在地事務報酬で構成されていた。

注 7 - 総損益

2019年 9 月30日および2018年 9 月30日現在、本項目は以下のとおり分析することができる。

	2019年 9 月30日 (ユーロ)	2018年 9 月30日 (ユーロ)
管理報酬	627,594	715,886
リスク管理報酬	27,500	29,375
その他報酬	244,706	26,500
その他対外費用	(158,579)	(119,842)
	<u>741,221</u>	<u>651,919</u>

2019年 9 月30日現在、その他対外費用は、所在地事務報酬48,588ユーロ（2018年 9 月30日：48,588ユーロ）、海外規制費用8,658ユーロ（2018年 9 月30日：4,120ユーロ）、監査報酬16,536ユーロ（2018年 9 月30日：15,761ユーロ）およびその他費用84,797ユーロ（2018年 9 月30日：51,373ユーロ）により構成されている。

注 8 - スタッフ

2019年 9 月30日現在、当社は 7 名（2018年 9 月30日：5 名）を雇用していた。

注 9 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有するノムラ・バンク・ルクセンブルク S.A.（「銀行」）によって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座、短期預金および為替取引が含まれる。

2019年 9 月30日および2018年 9 月30日に終了した期間の当座預金口座の利息は、マイナスであった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年 2 月14日に、銀行と当社との間で、当社の事業モデルに基づき事業を行うために、特定のサービスを提供することを銀行に委任するサービス品質保証契約を締結した。半期分の48,588ユーロ（2018年 9 月30日：48,588ユーロ）（付加価値税を含む。）が銀行から期間比例原則に則って請求され、損益計算書において「総損益」の項目において控除されている。

注10 - 運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として所有してはいないが、投資運用の責任を有するものについては、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2019年 9 月30日現在、約9,429百万ユーロ（2018年 9 月30日：9,226百万ユーロ）である。

（２）【損益の状況】

管理会社の損益の状況については、「５ 管理会社の経理の概況 （１）資産及び負債の状況」の項目に記載した管理会社の損益計算書をご参照下さい。